

令和 2 年 1 月 16 日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書の
一部補正について（お知らせ）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（理事長 児玉敏雄）は、人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書の一部補正を取り纏め、本日、原子力規制委員会に提出しましたのでお知らせいたします。

人形峠環境技術センターにおける加工の事業については、平成 30 年 9 月 28 日に、原子炉等規制法第 22 条の 8（事業の廃止に伴う措置）で規定されている「廃止措置計画」の認可申請を行いました。
【平成 30 年 9 月 28 日お知らせ済み】

申請後、審査会合及び現地調査を踏まえて、令和元年 8 月 9 日に一部補正を行いました。
【令和元年 8 月 9 日お知らせ済み】

一部補正後の審査会合等を踏まえ、本日、原子力規制委員会に対して廃止措置計画認可申請書の一部補正を再度提出したものです。

別紙：人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書の一部補正について（概要）

(別 紙)

人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る
廃止措置計画認可申請書の一部補正について（概要）

廃止措置計画認可申請書の主な補正内容

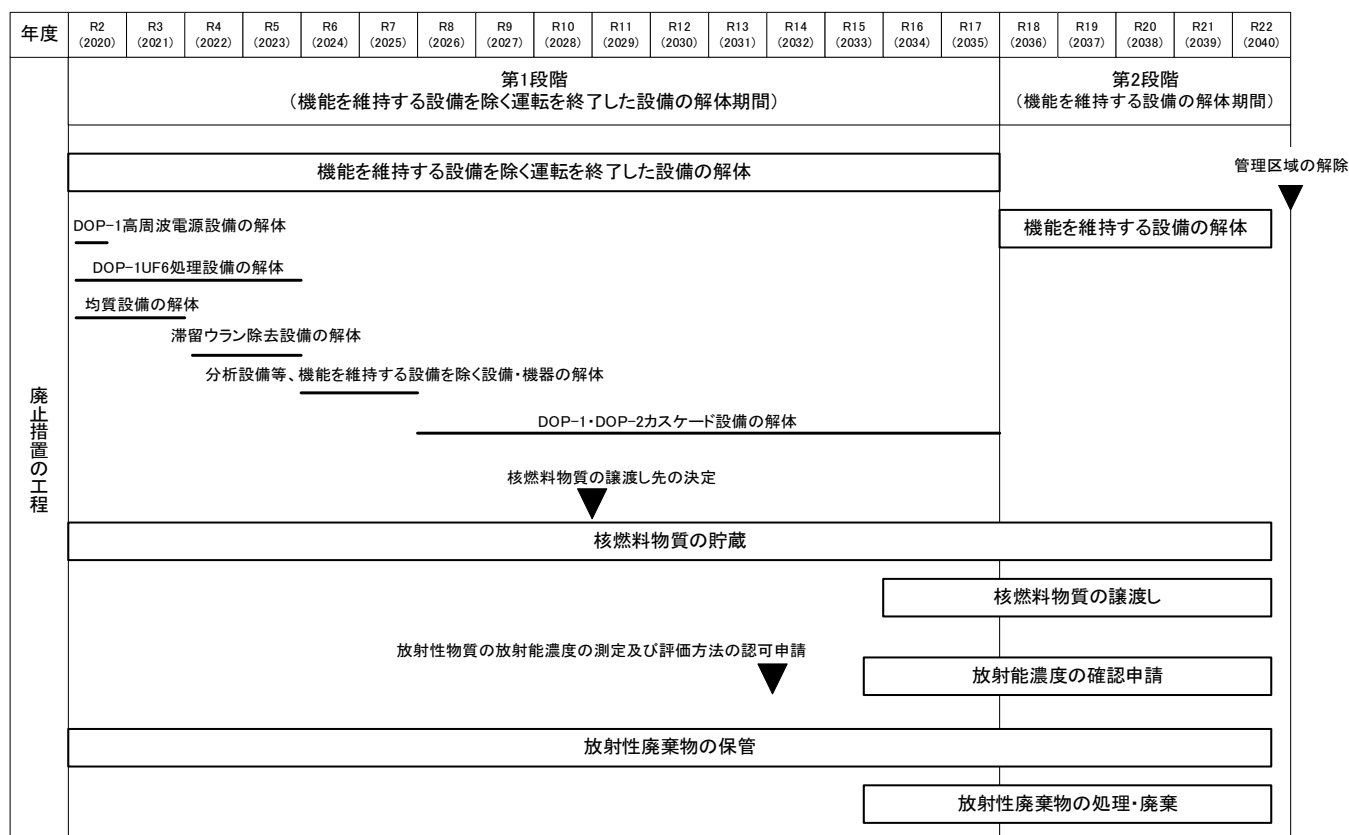
(1) 核燃料物質の譲渡しに関する記載の詳細化

- ・核燃料物質の譲渡しについては、遅くとも令和10年度末までに、譲渡しに必要な条件に合致した譲渡し先を決定すること。
- ・譲渡し先との合意後に、譲渡しのために必要となる設備設計、許認可手続、設備の設置等を進めること。
- ・譲渡し先の決定を待つことなく酸化物への転換の方法、設備能力等の設計検討も進めること。

(2) 廃止措置の第1段階完了要件等の明確化

- ・廃止措置の第1段階（機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体期間）から第2段階（機能を維持する設備の解体期間）へ移行するための解体対象設備及び解体撤去の完了要件を明確にした。

(3) 廃止措置の全体工程表の詳細化



・設備の解体には汚染状況調査を含む。
・廃止措置工程の終了時期以外の年度展開については、厳密なものではなく、本図に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。

以 上